

生坂スカイスポーツ公園

パラグライダースクール 登録規約

2023年 3月制定

規 約

- ① 申請者「スクール」はホームエリアを持ち、過去3年間以上当該ホームエリアでのスクール営業実績を有していること。
- ② 申請者は当公園利用について、生坂スカイスポーツ公園管理委員会（以下管理委員会）の利用規約 並びに協議内容に従い、管理委員会と協力すること。
- ③ 体験、スクール活動、タンデム営業活動による物損、人身傷害、死亡事故に対し、一切の賠償責任はスクール事業者が負うものとする。
- ④ 生坂村が窓口となる体験、タンデムフライトの受注物件については関係登録スクールと協力し 対応をお願いします。
- ⑤ スクール経営状況を示す資料を提出し 登録許可を得る事とする。
 - ・スクール会社概要 「組織体制、資格者名簿」
 - ・ホームエリアの場所と地権者との契約内容の写し（新規登録のみ）
 - ・登録協会名 （JHF or JPA のどちらか）
 - ・登録インストラクター技能証明の有効期限の記載
 - ・賠償保険契約の有効期限の記載
 - ・緊急時連絡体制表上記資料を生坂村に提出し、審査を受け許可を受けるものとする。
- ⑥ 契約期間
4月1日から3月末日の1年間とし、生坂村・生坂スカイスポーツ公園管理委員会及び当該スクールに於いて 異議がない場合は自動更新するものとする。

当規約は、2023年 3月制定及び施行する。